

佐賀県建設工事総合評価落札方式標準型実施要領の一部改正に係る新旧対照表

改 正 前	改 正 後																								
<p>第1条～第5条 略</p> <p>(技術審査会)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 審査会の構成は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>会 員 の 構 成</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部門内審査会</td> <td>本部長、交通政策部長及び会長があらかじめ指名する者から5名以上とする</td> <td>1 本部門内に設置 2 会長は本部長</td> </tr> <tr> <td>課(入札・検査センター)内審査会</td> <td>課長(センター長)、参事、技術監、検査監、副課長(副センター長)、副検査監から5名程度内1名は事務職</td> <td>1 課(入札・検査センター)内に設置 2 会長は課長(センター長)とする</td> </tr> <tr> <td>所内審査会</td> <td>所長、副所長、課長から5名程度内1名は事務職</td> <td>1 各現地機関に設置 2 会長は所長とする</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 本部門内審査会は設計価格5億円以上の対象工事について審査を行う。課(所)内審査会は、これ以外の案件について審査を行う。</p> <p>4～7 略</p> <p>8 審査会の庶務は、本部門内審査会においては入札・検査センター、課内審査会においては各課、所内審査会においては担当課が行う。</p> <p>第7条～第18条 略</p> <p>附 則 本要領は、平成19年5月1日から施行し、施行日以後に公告を行うものから適用する。</p> <p>附 則 本要領は、平成20年4月1日から施行し、施行日以後に公告を行うものから適用する。</p> <p>附 則 本要領は、平成21年4月1日から施行し、施行日以後に公告を行うものから適用する。</p>	名 称	会 員 の 構 成	備 考	本部門内審査会	本部長、交通政策部長及び会長があらかじめ指名する者から5名以上とする	1 本部門内に設置 2 会長は本部長	課(入札・検査センター)内審査会	課長(センター長)、参事、技術監、検査監、副課長(副センター長)、副検査監から5名程度内1名は事務職	1 課(入札・検査センター)内に設置 2 会長は課長(センター長)とする	所内審査会	所長、副所長、課長から5名程度内1名は事務職	1 各現地機関に設置 2 会長は所長とする	<p>第1条～第5条 略</p> <p>(技術審査会)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 審査会の構成は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>会 員 の 構 成</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部内審査会</td> <td>部長、副部長及び会長があらかじめ指名する者から5名以上とする</td> <td>1 部内に設置 2 会長は部長</td> </tr> <tr> <td>課(入札・検査センター)内審査会</td> <td>課長(センター長)、参事、技術監、検査監、副課長(副センター長)、副検査監から5名程度内1名は事務職</td> <td>1 課(入札・検査センター)内に設置 2 会長は課長(センター長)とする</td> </tr> <tr> <td>所内審査会</td> <td>所長、副所長、課長から5名程度内1名は事務職</td> <td>1 各現地機関に設置 2 会長は所長とする</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 部内審査会は設計価格5億円以上の対象工事について審査を行う。課(所)内審査会は、これ以外の案件について審査を行う。</p> <p>4～7 略</p> <p>8 審査会の庶務は、部内審査会においては入札・検査センター、課内審査会においては各課、所内審査会においては担当課が行う。</p> <p>第7条～第18条 略</p> <p>附 則 本要領は、平成19年5月1日から施行し、施行日以後に公告を行うものから適用する。</p> <p>附 則 本要領は、平成20年4月1日から施行し、施行日以後に公告を行うものから適用する。</p> <p>附 則 本要領は、平成21年4月1日から施行し、施行日以後に公告を行うものから適用する。</p> <p><u>附 則</u> <u>本要領は、平成28年4月1日から施行し、施行日以後に公告を行うものから適用する。</u></p>	名 称	会 員 の 構 成	備 考	部内審査会	部長、副部長及び会長があらかじめ指名する者から5名以上とする	1 部内に設置 2 会長は部長	課(入札・検査センター)内審査会	課長(センター長)、参事、技術監、検査監、副課長(副センター長)、副検査監から5名程度内1名は事務職	1 課(入札・検査センター)内に設置 2 会長は課長(センター長)とする	所内審査会	所長、副所長、課長から5名程度内1名は事務職	1 各現地機関に設置 2 会長は所長とする
名 称	会 員 の 構 成	備 考																							
本部門内審査会	本部長、交通政策部長及び会長があらかじめ指名する者から5名以上とする	1 本部門内に設置 2 会長は本部長																							
課(入札・検査センター)内審査会	課長(センター長)、参事、技術監、検査監、副課長(副センター長)、副検査監から5名程度内1名は事務職	1 課(入札・検査センター)内に設置 2 会長は課長(センター長)とする																							
所内審査会	所長、副所長、課長から5名程度内1名は事務職	1 各現地機関に設置 2 会長は所長とする																							
名 称	会 員 の 構 成	備 考																							
部内審査会	部長、副部長及び会長があらかじめ指名する者から5名以上とする	1 部内に設置 2 会長は部長																							
課(入札・検査センター)内審査会	課長(センター長)、参事、技術監、検査監、副課長(副センター長)、副検査監から5名程度内1名は事務職	1 課(入札・検査センター)内に設置 2 会長は課長(センター長)とする																							
所内審査会	所長、副所長、課長から5名程度内1名は事務職	1 各現地機関に設置 2 会長は所長とする																							